関係各位

令 和 ３ 年 ５ 月 ２ １ 日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

令和３年４月２６日以降の業務体制について（お知らせ）

日頃より、当機構の運営にご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

４月２３日（金）、政府より東京都に対して、新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

当機構では、下記のとおり４月２６日（月）以降も引き続き、在宅勤務を積極的に活用した業務体制をとっております。

つきましては、当機構の担当者あてに電話連絡を頂いても、担当者が在宅勤務の場合には、直ちに対応できない可能性がございますので、ご面倒をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の緊急事態宣言期間中における、当機構東京本部職員の出勤率はおおむね３割程度となっております。

記

●実 施 期 間：令和３年４月２６日（月）から当該緊急事態宣言が解除されるまでの間

●対　　象：機構全職員（一部職員を除く）

●緊急連絡先：kiko-daihyo@ndf.go.jp（機構代表）